

西宮市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援し、児童虐待の未然防止を目的として実施する西宮市産後ケア事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、前条の目的を達成するために、次の各号の要件を満たす病院、診療所、助産所及びその他適切と認められる団体等（以下、「事業者」という。）に対し、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

- (1) 本事業に従事する助産師、保健師又は看護師を常時1名以上配置し、主に母体ケア、乳児ケア、乳房ケア並びに育児指導・相談等を行う体制が確保できること。宿泊型においては、1名以上の助産師等の看護職を24時間体制で配置できること。
- (2) 宿泊型及び通所型の実施施設においては、本事業を安全かつ快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- (3) 第4条第2項に規定する事業内容が提供できること。
- (4) 本市と連携及び調整を行うことができること。

(対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、西宮市内に住所を有する産後1年未満の養育者と乳児であって、心身のケアや育児のサポート等を必要とする者とする。ただし、医療行為が必要な者は除く。

(事業内容)

第4条 本事業は、前条に規定する対象者に対し、次の各号に掲げるサービスのうち必要とするものについて実施することとする。

- (1) 宿泊（ショートステイ）型
母子を宿泊させ、母体のケア及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
 - (2) 通所（デイサービス）型
母子を日帰りで施設利用させ、母体のケア及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
 - (3) 訪問（アウトリーチ）型
乳児を養育する者の居宅に助産師等が訪問し、母体のケア及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
- 2 前項各号に規定する母体のケア、乳児のケア及び今後の育児に資する指導等は、次の各号に掲げる内容とする。
- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
 - (2) 乳房管理
 - (3) 沐浴及び授乳等の育児指導
 - (4) 乳児の世話及び発育・発達等のチェック
 - (5) 在宅における子育てや生活に関する相談及び指導
 - (6) その他必要な保健指導及び情報提供
 - (7) 産婦の食事の提供（宿泊型、通所型の場合のみ）

(利用日数)

第5条 本事業の利用日（回）数は、宿泊型及び通所型については併せて7日間、訪問型については4回を限度とする。なお、宿泊型の利用日数の算定にあたっては、一夜の宿泊をもって1日とする。

- 2 訪問型においては、特に必要と認める場合は、利用者の申請により通算7回を限度として延長することができる。

(利用の申請)

第6条 本事業を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、西宮市産後ケア事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 生活保護法の規定による被保護世帯（以下、「生活保護世帯」という。）及び当該年度（4月及び5月に利用する場合は前年度）の市民税が非課税である世帯（以下、「市民税非課税世帯」という。）については、それを証する書類を提出しなければならない。ただし、市長が市民税課税額等を確認することに申請者が同意した場合は、書類の添付を省略することができる。

(利用承認及び通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったとき、申請者の世帯の養育情報等を調査のうえ利用の適否を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認を受けた者（以下、「利用者」という。）から延長利用申請があったとき、その結果を申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 利用者は、承認を受けた内容のうち氏名・住所・課税区分に変更が生じた場合は、速やかに西宮市産後ケア事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があったとき、課税区分の変更等を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(自己負担額)

第9条 利用者は、別表に掲げる額を負担するとともに、事業者に対して直接支払うものとする。

- 2 利用に際し発生する必要経費は、事業者が別途実費徴収するものとする。

(利用日時の変更又は中止)

第10条 利用者は、当該サービスの利用日時を変更又は中止する場合、次の各号に掲げるサービス区分に応じ、当該各号に定めるとおり連絡をしなければならない。

(1) 宿泊型及び通所型

事業者が定める期限までに事業者へ連絡をすること。

(2) 訪問型

利用日の前日（西宮市の休日を定める条例（平成5年西宮市条例第19号）第2条第1項に規定する日を含まない。）の午後5時までに市または事業者へ連絡をすること。

- 2 前項に規定する期限までに連絡がない場合、利用者は、次の各号に掲げるサービス区分に応じ、当該各号に定めるとおり利用者負担額を支払わなければならない。

(1) 宿泊型及び通所型

事業者が定める利用者負担額を事業者に直接支払うこと。

(2) 訪問型

1回あたり1,000円を市長の請求に基づき支払うこと。ただし、当該期限までに連絡をしなかったことについて、市長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。

(事後措置)

第11条 産後ケア実施後、必要に応じて継続支援及び関係機関との連携をとることとする。

(事業内容の改善)

第12条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(研修の実施)

第13条 市は、本事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めるものとする。

(記録の整備と秘密の保持)

第 14 条 本事業に従事する者は、利用者の氏名、性別、年齢、住所、世帯構成、産後ケア実施結果等を記録するものとする。

2 本事業に従事する者は、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表 (第 9 条関係)

サービス種別	利用者の属する世帯区分	1 日あたりの負担額
宿泊型	市民税非課税世帯又は生活保護世帯	1, 500 円
	上記以外の世帯	6, 000 円
通所型	市民税非課税世帯又は生活保護世帯	750 円
	上記以外の世帯	3, 000 円
訪問型	市民税非課税世帯又は生活保護世帯	0 円
	上記以外の世帯	2, 000 円